



学習指導要領における「男女共習」での指導の充実に向けて①  
岩佐 知美 ..... 1  
キーワードで再確認！ GIGAスクール構想とデジタル教科書・教材  
編集部 ..... 6  
with Sports 山下良美さん サッカー審判員（国際主審） ..... 8

体育・保健体育に関する情報や、授業のヒントなどをお届けしてきた『小学校体育ジャーナル』、『中学校保健体育ジャーナル』は、合本となり『体育・保健体育ジャーナル』として生まれ変わりました。小学校、中学校の枠組みを越えて、系統性を踏まえた指導が重視されている今日に対応し、これまでよりもさらに充実した内容で、指導や子どもたちの学びに役立つ情報をお届けしてまいります。

# 学習指導要領における「男女共習」での指導の充実に向けて①

大阪府高槻市立阿武野中学校 校長 ● 岩佐 知美 いわさ ともみ

## 1 新しい学習指導要領の全面实施

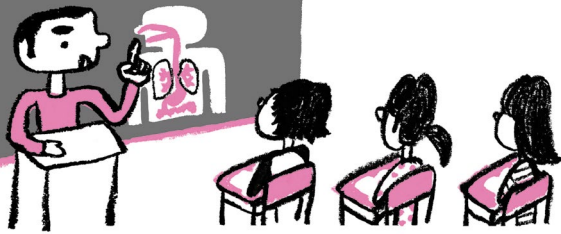
令和3年度より、新しい学習指導要領が中学校において全面实施された。新しい学習指導要領では、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理されたことや、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントを推進することなどが改訂の基本方針として明記されている。この新しい学習指導要領の全面实施に向け、各学校では、これまでさまざまな研究や準備を進めてきたことと推察する。

『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編』では、保健体育科改訂の要点の一つとして、「運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点

から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること。」という内容が明記された。

体育分野では、「運動やスポーツとの多様な関わり方を重視した内容及び内容の取扱いの充実」として、体育分野における全ての運動領域において、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう、共生の視点を踏まえた指導内容が示された。このことは、新しい学習指導要領において男女共習による学習を実施する大きな方向性となったことは間違いない。

保健体育科の目標にある「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するため



の資質・能力」を育成するための男女共習による学習について、これまでの本市の取り組みを振り返ってみたい。

## 2 男女共習への壁

高槻市は、大阪平野の北東に位置し、京都と大阪の中間にある人口約35万人の中核市である。また、市立小学校が41校、市立中学校が18校ある。

私は、平成23年度から令和2年度までの10年間、高槻市教育委員会の指導主事等として勤務し、令和3年度から高槻市立阿武野中学校の校長として勤務している。本校は高槻市の北部に位置し、全校生徒479名、通常学級13学級、特別支援学級9学級の学校である。保健体育の授業にあたる教員は3名おり、現在は、全ての学年・学級において男女共習による授業が行われている。

さて、私が本市教育委員会指導主事として保健体育を担当した平成26年度を振り返ってみたい。当時の本市の状況は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、体力合計点や質問紙調査の「保健体育の授業は楽しいですか。」などの授業に関する質問における回答に課題が見られていたことから、担当指導主事として、体育・保健体育の授業改善を進めることで課題解決を図っていきたくと考えていた。そこで、平成27年度からの2年間、本市教育委員会が二つの中学校区（中学校2校、小学校4校）を指定し、児童生徒の体力や運動能力の向上を目指すために体育・保健体育の授業等における指導方法の工夫改善に取り組むこととした。

この取り組みを進める中で、大学関係者や文部科学省教科調査官（当時）など多くの先生方に指導助言をいただいていたのだが、その中の一人の先生に、中学校の授業を見ていただいたときのことを私は今でも鮮明に覚えている。授業が始まり、生徒が準備運動をしていたときに、その先生から指導主事である私に「この場にはなぜ女子しかないのか？」と質問があった。私はその質問に答えることができず、さらにその先生は、「学習指導要領ではどうなっているのだろう

か？」とおっしゃった。当時の私は、恥ずかしながら学習指導要領を十分に読み込むことができておらず、その質問にも答えることができなかった。勤務場所へ戻り、当時の『中学校学習指導要領（平成20年告示）解説保健体育編』を開き、男女共習についてどのように書かれているのかを探してみたのだが、直接的に明記されているところはなかったように思う。反対に、男女別習について明記されているところもなく、体育分野における目標や各領域の内容が男女別に明記されているわけでもない。保健体育以外の各教科等の学習指導要領（平成20年告示）においても、同様に、目標や内容が男女別に明記されていない。つまり、学習指導要領（平成20年告示）では、子どもに身に付けさせたい力は男女共に同じであることから、私は男女別習で授業を行う必要性に疑問を感じるようになった。

では、なぜ、男女共習が必要なのか、私は『中学校学習指導要領（平成20年告示）解説保健体育編』を再度読み込んだが、男女共習の必要性についてその意義を理解するまでには至らなかった。そのような中ではあったが、男女共習による授業を進めるために、指定した二つの中学校の校長に相談をし、可能な範囲で男女共習による授業に取り組んでいくこととした。

しかし、指導する保健体育科教員の不安は大きかった。保健体育科教員は20～30歳代であり、教員になってから男女共習での授業経験がほぼなかったうえに、保健体育科教員自身が中学・高校時代に受けてきた授業が男女共習ではなかったために、男女共習での授業がイメージしにくかったのである。「女子と男子では体力や運動能力に差があるため、特に男子は不満を募らせるのではないか」、「女子は男子の運動能力についていくことができず、怖がってしまって集団の中に入ることができなくなるのではないか」、「体育嫌いの生徒を増やしてしまうのではないか」、「指導内容や評価はどうしたらいいのか」などさまざまな声が挙がった。これら保健体育科教員の不安な声に、指定した学校の校長はこのように言った。「やってみる前からできない理由を探すのではなく、できるための方策を考えたり、やってみて課題を見だし、改善策を考えたりするのが私たち教師のすべきことではないのか」と。同じ場にいた指導主事としても、背筋が伸び

る思いであった。

授業者の先生たちと一緒に『中学校学習指導要領（平成20年告示）解説保健体育編』を読み込み、まずは中学1年で男女共習での授業に挑戦することとした。考えてみると、小学校では当たり前のように男女共習で体育の授業が実施されている。もしかすると、生徒は、「なぜ中学校での体育は男女別々に授業するのだろうか」と単純に感じているかもしれない。もし生徒からそのような質問をされたとしたら、保健体育科教員はどのように答えたらよいのだろうか。そのようなことを授業者の先生たちと話しながら、前向きに男女共習での授業に取り組むことにした。

実際に男女共習での授業を実施してみると、授業者の先生たちからの意見はおおよそ同じで、「男女共習で実施しても、生徒たちは特に違和感なく取り組んでいる」と話し、指導主事として授業を見学していても、授業者の先生たちと同様のことを感じていた。男女共習への壁となっているのは教員の意識にあるのではないかと考え、私は市内の保健体育科教員の意識改革に取り組むことを決心した。



写真1 男女共習での授業の一場面

### 3 男女共習による授業の普及に向けて

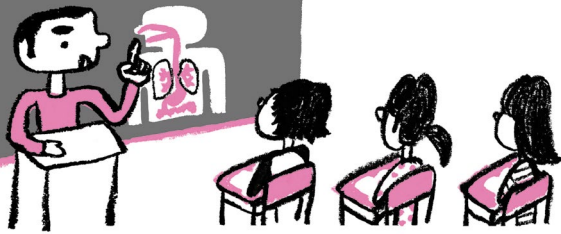
私は、保健体育科教員の意識改革の第一歩として、男女共習での授業公開を積極的に実施しようと考えた。平成27年度からの2年間、市教委が二つの中学校区を指定して体育・保健体育の授業改善に取り組ん

できた2年目が終わる頃、「国立教育政策研究所 平成29年度教育課程研究指定校事業」という国の研究事業があるとの情報を得た。この事業は、学習指導要領の趣旨を実現するための学習・指導方法及び評価方法の工夫改善に関する実践研究であったため、もし本市で取り組むことができるとしたら、新しい学習指導要領の全面実施に向けた準備とともに男女共習での授業も普及できる絶好の機会になるのではないかと考えた。これまで授業改善に取り組んできた中学校の校長に「次年度から教育課程研究指定校事業を受けて研究してみませんか」と相談したところ、「本校だけでなく、本市全体の保健体育が活性化するのであれば」と前向きな返答をもらった。さらに国立教育政策研究所からも正式に指定を受けることができ、平成29年度からの2年間、高槻市立A中学校において教育課程研究指定校事業での研究を開始することとなった。また、この研究がA中学校だけの研究に終わることのないよう、市内の中学校保健体育科教員の研究組織である「高槻市教育研究会中学校保健体育部」においても教育課程研究指定校事業の研究を共同研究していくこととした。

### 4 年間指導計画の検討

高槻市立A中学校において始まった教育課程研究指定校事業では、国立教育政策研究所から体育分野の研究内容として次の2点が示された。1点目に、A～Hの各領域の指導内容の(1)技能、(2)態度、(3)知識、思考・判断の学習をバランスよく行う指導計画や指導方法等の工夫改善についての研究。2点目に、運動を合理的に実践するため、運動の技能や知識を活用するなどの思考力・判断力を育成するための指導や評価方法等の工夫改善についての研究である。

本研究を進めるにあたり、まず大きく修正したのは年間指導計画である。体育分野の全ての領域において男女共習での授業を進めるにあたり、本市における2学期制を踏まえながら年間指導計画の検討を重ねた。高槻市立A中学校での時間割は、一つの授業時間に2学級の保健体育の授業が実施されている。例えば、月



曜日の1限目に1年1組と1年2組の保健体育の授業が生まれ、保健体育科教員2名（A教員・B教員とする）が担当するというのである。図1の「年間指導計画（例／2学期制）」での実施方法として、1年1組及び1年2組が5月上旬から9月下旬に陸上競技と器械運動を実施する（6月～8月の水泳は除く）という例を説明すると、前半の5月上旬から6月上旬までの期間は、A教員が1年1組の陸上競技をグラウンドで指導し、B教員が1年2組の器械運動を体育館で指導する。後半の9月初旬から9月下旬までの期間は、A教員が1年2組の陸上競技をグラウンドで指導し、B教員が1年1組の器械運動を体育館で指導する。つまり、一人の教員が指導する領域は同じで、対象となる学級が入れ替わるという方法である。他の領域についても、実施場所（グラウンド・体育館等）を考慮しつつ同様に考えて年間指導計画を作成した。このように計画することで、一人の教員が指導する領域が重点化され、教材研究に取り組みやすくなるとともに「教員の働き方改革」にもつながると考えた。

男女共習を進めるにあたり、年間指導計画の検討は必須であるが、工夫しだいでは時間割を変更することなく男女共習での授業が実現できることがわかった。

## 5 男女共習による授業公開

国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業における実施計画では、年2回の研究授業を設定した。

この年2回の研究授業では、国立教育政策研究所から示されている「運動を合理的に実践するため、運動の技能や知識を活用するなどの思考力・判断力を育成

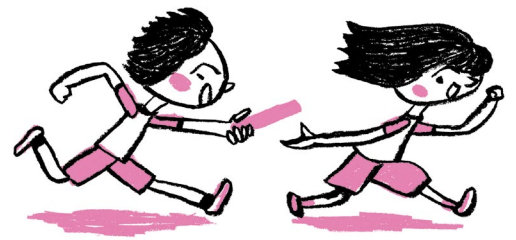
するための指導や評価方法等の工夫改善についての研究」として、男女共習による授業を市内や市外、他府県の保健体育科教員に公開した。平成29年度からの2年間で、器械運動（マット運動）、陸上競技（短距離走・リレー）、球技（ゴール型：サッカー、バスケットボール）の領域について、計4回の研究授業を実施した。授業後の研究協議では、参観した保健体育科教員から、やはり男女共習についての質問や感想が多く出た。質問内容はさまざまであったが、「男女共習での子どもたちの様子はどうか」、「男女共習の授業を実践するうえで工夫していることは何か」、「男女共



写真2 研究授業や授業後の研究協議の様子

	4月	5月	6月・7月・8月	9月
1年1組 (指導教員)	体づくり運動 (7時間) (A教員)	陸上競技 (13時間) (A教員)	水泳 (14時間) (A教員)	器械運動 (13時間) (B教員)
1年2組 (指導教員)	体づくり運動 (7時間) (B教員)	器械運動 (13時間) (B教員)	水泳 (14時間) (B教員)	陸上競技 (13時間) (A教員)

図1 年間指導計画（例／2学期制）



習のメリットやデメリットは何か」という質問が特に多かったと記憶している。その質問に対し授業者は、授業の工夫として、話し合い活動やグループ学習などが効率よく進むためにグループの編成の仕方を工夫していることや、学習場面によっては男女でのペア学習を行ったり、男女別でのグループ学習を行ったりしていることを回答していた。また、男女共習でのメリットとしては、これまで以上に仲間の状況を考えながら取り組むようになったことや、男女共習での授業に子どもたちは柔軟に対応していることなどを回答していた。そして、男女共習のデメリットについては、「ありません」と断言していたことも記憶に残っている。これら教員同士のやり取りは、男女共習について教員が関心を持っていることの表れであり、幸先のよいスタートだと私は感じていた。

## 6 新しい学習指導要領（平成29年告示）における「男女共習」の推進

平成29年3月に新しい学習指導要領が告示され、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編』では、保健体育科改訂の要点の一つとして、「運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること。」という内容が明記されたことは、先にも述べたところである。また、第3章指導計画の作成と内容の取扱いにおいては、次のように明記されている。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動の多様な楽しみ方を共有することができるよう留意すること。

生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成に向けては、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様

な楽しみ方を共有することができるようにすることが重要である。

体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められる。その際、心身ともに発達ที่著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切である。

（※下線部は筆者による）

このように、「原則として男女共習で学習を行うことが求められる」と明記され、さらに、「体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会である」と、男女共習で学習する意義についても丁寧に解説されている。しかし、ここで留意しなければならないことは、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会となるのは男女共習だけではないということはいうまでもない。

とはいえ、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編』に男女共習の推進が明記されたことは、教員の意識改革を進めたいと考えていた私にとって、市内の保健体育科教員や中学校長に説明できる根拠となった。研究授業等での指導助言だけでなく、市内各中学校を訪問した際には校長先生にも同じように男女共習についての説明を重ね、地道に教員や管理職の意識改革を進めていった。

その結果、本市では、男女共習での授業に取り組む中学校が着実に増え、新しい学習指導要領が全面実施となった今年度には、市内全ての中学校において男女共習での授業に取り組んでいるところである。

\*

次号では、共生の視点を踏まえた授業の実践内容や、男女共習についての保健体育科教員との対談などについてお伝えする。

# キーワードで再確認！ GIGAスクール構想とデジタル教科書・教材

学研教育みらい編集部

## 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による臨時休校措置を起点とし、令和2（2020）年度に1人1台端末の整備が一気に進みました。本来、令和6（2024）年度に向けて段階的に進められていくはずだったGIGAスクール構想が、一足飛びに端末整備となったために、構想全体や学習指導要領との関係、目的や期待される効果などが見えにくくなっているように見受けられます。

本稿では、いくつかのキーワードを基に、GIGAスクール構想やデジタル教科書などについて、再確認できるように、整理します。

### キーワード1 GIGAスクール構想



「GIGA」は、「Global and Innovation Gateway for All」の頭文字をとったものです。文部科学省が出したリーフレットなどでは、次のようにまとめられています。

- ・1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする

子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する

- ・これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す（下線は編集部）

1人1台端末が一気に実現したものの、高速大容量の通信ネットワークはそれに見合うだけの整備が進められていない自治体や学校もあるようです。先に挙げたまとめにある「個別最適化」と「これまでの我が国の教育実践」という言葉から、1人1台端末を用いる場面とそうでない場面、一斉に（みんな同様に）用いる場面と個々に見合った学習活動に用いる場面などを考える必要があることがわかります。



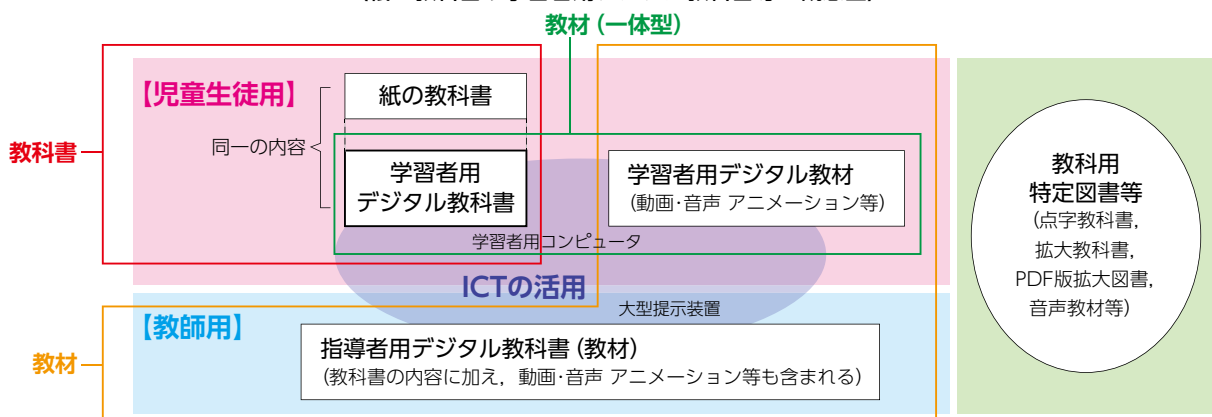
効果的な場面、効果的な活動で、1人1台端末を活用することが求められているのですね。

### キーワード2 デジタル教科書

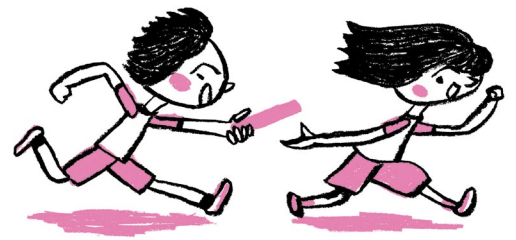


ひとくちに「デジタル教科書」といっても、制度上いろいろな決まりや区分があります。

〈紙の教科書や学習者用デジタル教科書等の概念図〉



（文部科学省『学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン』平成30年12月より作成）



児童生徒が使用する「学習者用デジタル教科書」は、紙の教科書の内容の全部をそのまま「電磁的記録」したものです（学校教育法第34条第2項及び学校教育法施行規則第56条の5を参照）。動画や音声、アニメーションなどの教材を付けることは認められておらず、これらの教材があるものは、教科書ではなく「教材（一体型）」と呼ばれます。同様に、「指導者用デジタル教科書」も制度上は「教材」扱いです。

しかし、2021年6月に文部科学省から出された「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告」では、「教科書」と「教材」の両方が連携することでデジタルのよさが生かされるとの期待が示されたように、今後は、デジタル教科書の法律上の定義などが変わっていく可能性もあると言えそうです。また、同報告では、紙かデジタルかの二項対立の議論に陥らないようにすべきとの課題も挙げられています。



デジタル教科書でできること、その他の教材や授業支援システムなどでできることなどを正しく知ることが大切ですね。GIGAスクール構想で挙げた課題と似ていますね。

### キーワード3 教育データの利活用



GIGAスクール構想における1人1台端末末や、デジタル教科書は、教育にどのように関わっていくのでしょうか。

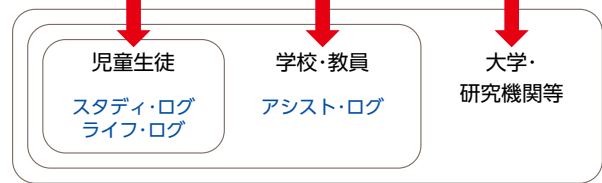
令和2年7月から令和3年3月にかけて、「教育データの利活用に関する有識者会議」が開かれ、「誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの力を最大限に引き出すことに資するよう、教育データの効果的な利活用を促進するために必要な方策について具体的な検討を行う」という観点から議論されました。

ここでは、デジタル教科書や教材を活用した学習履歴（スタディ・ログ）、健康生活面などのライフ・ログ、教師の指導・支援履歴（アシスト・ログ）などを利活用し、質の高い授業をデザインすることが必要と

学習などの記録を、デジタルに記録することで児童生徒自らの振り返りなどに活用

個別最適な学習指導・生徒指導を実現

教授法・学習法などの新たな知見の創出や政策への反映、エビデンスに基づいた政策立案の推進



（文部科学省「教育データの利活用に関する有識者会議」資料より作成）

されています。定量的なデータに当てはめて、その通りにするというものではありません。児童生徒の理解や主体性などの定性的なものや、どんな指導・支援を行ったか可視化することで、データに基づいて授業や指導を改善していくことにつなげるのが、第一義的な利活用といえます。これは、小中学校で、令和2年度・3年度から完全実施となった学習指導要領に示された、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善につながるとともに、これからの学習評価の在り方につながります。つまり、教師が指導の改善を図るとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って主体的に次の学習に向かうことができるようにするためのものであり、教育データの利活用は、これを支えるものになると考えることができます。



教育も、医療などのように「データ駆動型」になることが必要という議論もあります。今はまだ、個人情報としての取扱いや、データの所有権の問題など、さまざまな課題もあるようです。

## 2 おわりに

デジタル教科書などに関わる施策は、学習指導要領をはじめとする日本の教育の目指している方向などとリンクするように考えられています。1人1台端末が実現した令和3年度を、これからの学校教育の大きな転換点とできるよう、学校での小さな一歩の積み重ねが起こることを望んでいます。

### \*LINE 公式アカウントのお知らせ\*

@おんたま先生 学研教育みらい

体育・保健体育や道徳、特別支援教育、ICT教育などの最新情報の配信や、先生のお悩みを投稿できるサービスを提供しています。

友達募集中心!



QRコードをスキャンするとLINEの友達に追加されます。



## 山下 良美さん

サッカー審判員（国際主審）

選手との対話、副審との連携で試合を裁くサッカーの主審。山下良美さんは国内で国際主審の資格を持つ女性4人のうちの1人で、世界最高峰の大会であるFIFA女子ワールドカップでも笛を吹いた。今年からJリーグの主審を担当するなど活躍の幅を広げる山下さんに、審判員になった経緯や女子サッカー界発展への想いを聞いた。

取材・文／荒木 美晴

サッカーをしている人であれば、誰もが憧れる夢の舞台、ワールドカップ。2019年にフランスで開催された「FIFA女子ワールドカップ」には、なでしこジャパンのほかに4名の日本人がピッチに立ったことが話題になった。彼女たちの仕事は、審判員。主審の大役を全うした山下さんは、「入場前のぞくぞくする感じ、選手の高揚した顔や目つきまで、全ての瞬間を覚えています。私にとって、やはり特別な経験になりました」と振り返る。

幼稚園生のころ、2歳上の兄の影響でサッカークラブに入り、中学までは朝から晩までサッカー漬けの日々を送っていた山下さん。高校には女子サッカー部がなかったため、バスケットボール部に入部。この3年間は部活動に集中し、サッカーから完全に離れていたが、「だからこそ、やっぱりサッカーが好きだという気持ちに気づきました」。進学した大学ではその想いをぶつけるかのように、女子サッカー部で仲間とともに練習に明け暮れた。

審判員という仕事に出会ったのも大学時代。「全く関心なかった」が、山下さんの先輩で、現在は共に国際審判員として活躍する坊園真琴さんに誘われ、軽い気持ちで大会に参加した。そのあとに男子高校生の試合などでも笛を吹くようになり、少しずつ選手とは違う審判の世界の魅力に気づいていったという。「一つの試合で選手がピッチに立てること、観客が楽しめることは、審判員ら

多くの人が支えているからだと学べたのが大きかったですね。その「裏の面」を知る中で出会った人たちは、本当にサッカーが大好きで、会話も新鮮で面白い。私は幼いころから関わってきた女子サッカーを盛り上げたいと思っていたので、審判員という選択肢を考えるようになりました」卒業後は社会人クラブでプレイをしながら、2012年に女子1級審判員の資格を取得した山下さん。2015年に国際サッカー連盟（FIFA）の国際審判員に登録後は、U-17女子ワールドカップ2016年ヨルダン大会、2018年ウルグアイ大会など女子の主要国際大会を経験し、前述の2019年女子ワールドカップフランス大会の抜擢につなげた。

同年には男子トップリーグの試合を担当できる1級審判員に認定される。そして今年2021年1月、女性審判員

初となるJリーグの主審としてリスト入り。5月16日にJ3リーグ第8節のY.S.C.C.横浜対テグバジャーロ宮崎戦を堂々と裁き、複数のメディアで取り上げられ



た。「当初は、Jリーグを担当することが果たして日本女子サッカー界の発展に貢献することになるのか、正直なところ疑問もありました。しかし、こうして今まで目に留まらなかった審判員に注目してもらう機会が増えたことで、それはきっと女子サッカー界のためになる、と考えるようになりました」とほほ笑む。

選手同様に1試合で10km以上の距離を走りながら、正しく説得力のある判定、スムーズな運営といった、サッカーの魅力を最大限に引き出すことが審判員の責任だと言い切る山下さん。そのために、フィジカルトレーニングやチームと選手の映像分析、国際大会での共通言語である英語の勉強など、日々の努力を怠らない。「しっかり準備することが私の役割。逆に言えば、いくらでも自分で高められるということなので、向上心を持って取り組める魅力ある仕事だなと思いますね」とやりがいを語る。

大学時代、「先輩に半ば無理やり連れていかれてスタートした」審判員としての歩み。そこから世界へと羽ばたいた山下さんだからこそ、やりたいことが見つからない人、将来の選択肢に迷っている人に、こんなメッセージを送る。「1歩踏み出して挑戦することが大切なんだと、私は改めて実感しています。関心があることはもちろん、関心がないことも、やってみるとその新しい世界の魅力に気づくことがありますから」



### PROFILE ● やました よしみ

1986年生まれ、東京都出身。東京学芸大学女子サッカー部で活躍し、卒業後の2012年に女子1級審判員資格を取得、2015年に国際サッカー連盟（FIFA）の国際審判員に登録。2018年FIFA U-17女子ワールドカップウルグアイ大会、2019年FIFA女子ワールドカップフランス大会では主審を担当した。国内では天皇杯などで笛を吹き、同年に1級審判員に認定、2021年5月にJリーグ史上初めて女性審判員として主審を務めた。

### 学研・教科の研究

### 体育・保健体育ジャーナル

第13号

『小学校体育ジャーナル』（通巻100号）

『中学校保健体育ジャーナル』（通巻126号）

令和3（2021）年7月発行

発行人…甲原洋

編集人…木村友一

発行所…（株）学研教育みらい

デザイン…宮塚真由美

表紙オビイラスト…丸山誠司

印刷所…（株）廣済堂

●お問い合わせは、「小中教育事業部」へ 〒141-8416 東京都品川区西五反田2-11-8 学研ビル  
内容については▶TEL. 03-6431-1568（編集）

それ以外は▶TEL. 03-6431-1151（販売）

「学研 学校教育ネット」 <https://gakkokyoiku.gakken.co.jp/>

●「体育・保健体育ジャーナル」のPDF版および電子版は、WEBページから。

